

# ブロッキングの法制化に関する疑問

## —法制化の適否について—

---

弁護士 森 亮二



# 目次

---

1. 「世界42カ国」は本当か？
2. SOPAについて検討すべきではないか？
3. 「韓国に負けないように」との出版社のご意見をどう受け止めればいいのか？
4. EFFの日本に対する警告をどう受け止めればいいのか？

なお、本資料の引用文中の下線はすべて自分が付けたものです。(略)(中略)も同じです。原文の脚注番号については、すべて削除しました。

「世界42カ国」は本当か？

# 「世界42カ国」は本当か？

2017年9月現在、世界42カ国で導入されている

「EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い」

イギリスの法令上の根拠について

第1回 事務局資料8頁 「(参考)諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況」

2. サイトブロッキングを可能とする法制度について

① 根拠となる法律、条文は何か？

- ・1988年CDPA(以下、「著作権法」とする)第97A条および191JA条
- ・情報社会指令(2003年)第8条3項を実装するために制定

第3回 今村哲也准教授 「英国におけるサイトブロッキング法制とその運用状況について」2頁

# (参考) 諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況

## 導入国

- 2017年9月現在、世界42カ国で導入されている。

イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オランダ、スウェーデン、ロシア、メキシコ、韓国、インド、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、イスラエル、オーストラリア等



## 主な運用状況

### イギリス

- 根拠法 イギリス著作権法 第97条のA

EU情報社会指令第8条第3項を反映したもの。EUにおいては、同様に対応している国が多い。

[サービス提供者に対する差止命令]

高等裁判所（スコットランドにおいては民事控訴院）は、サービス提供者が、そのサービスを著作権を侵害するために使用する他の者のことを現実を知っている場合には、そのサービス提供者に対して差止命令を与える権限を有する。

⇒ 162の著作権侵害サイトを遮断。

### ドイツ

- 根拠法なし

2015年にドイツ連邦最高裁（BGH）において、ドイツ民法823条、1004条に基づく間接侵害（störrhaftung）の概念を適用し、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置の有効性を認容。

⇒ この解釈により、サイトブロッキングの可能性が肯定された。（現時点で適用事例なし）

### オーストラリア

- 根拠法 オーストラリア著作権法 第115A条

[オーストラリア以外のオンライン・ロケーションへのアクセスを提供するサービス提供者に対する差止命令]

差止命令は、サービス提供者が、そのオンライン・ロケーションに対するアクセスを無効にし、適切な措置をとるよう要求するものである。

⇒ 12の著作権侵害サイトを遮断。

1	オーストラリア	著作権法	12	22	英国	著作権、憲法及び特別法	162
2	オーストリア	著作権法	19	23	ブルガリア	著作権及び関連権利に関する法	
3	ベルギー	実定法典	15	24	クロアチア	著作権及び関連権利法	
4	デンマーク	著作権法	63	25	キプロス	著作権法	
5	フィンランド	著作権法	2	26	チェコ共和国	著作権法	
6	フランス	知的財産法典	23	27	エストニア	著作権法、裁判法	
7	ギリシャ	著作権、関連する権利及び文化的遺産に関する法	2	28	ドイツ	民法	
8	アイスランド	著作権法	2	29	ハンガリー	著作権法	
9	インド	著作権法	数回	30	ラトビア	著作権法	
10	インドネシア	著作権法	215	31	リトアニア	著作権及び関連権利に関する法	
11	アイルランド	著作権及び関連権利法	5	32	ルクセンブルク	著作権、関連権利及びデータベース法	
12	イスラエル	裁判所法	2	33	マルタ	知的財産権の執行（規則）法	
13	イタリア	著作権法、AGCOM規則、刑法	716	34	オランダ	著作権法、裁判法	
14	韓国	放送通信事業法（放送法）、情報通信ネットワーク利用促進及び情報保護法	403	35	スロバキア	著作権法	
15	マレーシア	通信及びマルチメディア法	59	36	スロベニア	著作権及び関連権利法	
16	ノルウェー	著作権法	15	37	スウェーデン	文学的及び芸術的著作物に係る著作権に関する法	2
17	ポルトガル	著作権及び関連権利法	864	38	タイ	コンピュータ犯罪法	
18	ルーマニア	電子通信に関する法		39	アルゼンチン	著作権法	1
19	ロシア	民法、インターネット法	160	40	メキシコ	著作権法	1
20	シンガポール	著作権法	1	41	リヒテンシュタイン	議会コンテンツ解除のための禁止命令による救済を認める法	
21	スペイン	著作権法	27	42	ポーランド	EU情報社会指令第8条第3項	

（アメリカについては、サイトブロッキングは導入されていないが、IP推進法の下で、ドメインの没収差し替えを行う形で対応。）

□ 民法編  
■ ブロッキング実施（赤字はサイト数）  
※上表記載の法律名称は省略済み

## 「世界42カ国」は本当か？

	国名	実績
1	オーストリア	1
2	ベルギー	15
3	デンマーク	63
4	フィンランド	2
5	フランス	23
6	ギリシャ	2
7	アイルランド	5
8	イタリア	716
9	ポルトガル	864
10	ルーマニア	
11	スペイン	27
12	英国	162
13	ブルガリア	
14	クロアチア	

	国名	実績
15	キプロス	
16	チェコ共和国	
17	エストニア	
18	ドイツ	
19	ハンガリー	
20	ラトビア	
21	リトアニア	
22	ルクセンブルク	
23	マルタ	
24	オランダ	
25	スロバキア	
26	スロベニア	
27	スウェーデン	2
28	ポーランド	

最初の仮  
処分のあり

EU加盟国28カ国。  は実績なし

## 「世界42カ国」は本当か？

---

- 世界42カ国のうち、28カ国は、EU加盟国



- EU加盟国28カ国中、15カ国では今日まで実績なし。



- EU加盟国の規定は、EU情報社会指令に対応したものとのことだが、ここでいうEU情報社会指令は、2003年のもの。



- 15年間実績なしの国が15カ国。これらの国の法令には、本当に「著作権者等は、アクセスプロバイダに対してブロッキングを求めるとができる」という規定があるのか？



- 実質的には、「ホスティングプロバイダに対して削除を求めるとができる」という規定なのではないか？

SOPAについて検討すべきではないか？

---



## SOPAについて検討すべきではないか？

---

検討会議においては、まずブロッキングに関する制度整備に係る議論の参考情報として諸外国([アメリカ](#)、カナダ、以下略)においてインターネット上の著作権侵害対策として、海賊版コンテンツの削除、(中略)没収等、複数の手法が採用されている状況にあることを概観した。

第5回 事務局資料「ブロッキングに係る法制度整備を行う場合の論点について(案)」1頁



米国についても、本検討会議が「概観した」かのような印象を与えるが、米国におけるこの問題のハイライトは、SOPA (Stop Online Piracy Act) をめぐる議論である。

# SOPAについて検討すべきではないか？

## Stop Online Piracy Act (オンライン海賊行為防止法)案

どんな内容の法案か？ たとえば裁判所は、

1. 海賊版の映像や音楽を載せた海外サイトへのアクセスの遮断を、日本でいえばニフティのような接続業者 (ISP) に命令することができる。つまり、「侵害サイト」を米国のユーザーが見られないようにする。
2. 侵害コンテンツがクレジットカードなどで購入されても、サイトへの送金の停止をクレジットカード会社や「ペイパル」のような決済サービスに命令できる。
3. 侵害サイトをネットの検索結果から削除するよう、グーグルなどに命令できる。

福井健策「『ネットの自由』vs.著作権」 12頁

## SOPAについて検討すべきではないか？

この法案は、著作権を侵害している、あるいは著作権侵害を可能にし助長するとして告訴された米国の法的権限管轄区域外にあるウェブサイトに対して、米司法省に裁判所命令を請求する権限を付与するものである。裁判所命令が出た後、アメリカ合衆国司法長官は米国向けのインターネットサービスプロバイダ、広告ネットワーク、及び決済サービス事業者に対し、米国の知的財産権法を侵害していると認められたサイトとの取引禁止を求め、検索エンジンに対しては当該サイトへのリンクを表示することを禁じることが可能となる

[ウィキペディア Stop Online Privacy Act「内容」](#)

## SOPAについて検討すべきではないか？

タイムズ紙のTechland blogで、ジェリー・ブリトは「もし英国が、自国の裁判所によって有名人のプライバシーを侵害しているということが明らかにされた米国の新聞紙をブラックリストを作ったらと想像したらどうでしょうか？(略)」と書き込んだ。これと同様に民主主義・技術センター(略)は「もしSOPAとPIPAが制定されたならば、米国政府は他国の政府はどのような物であっても重要だと思ふ社会的規範を守るために同様の法律を制定すると覚悟しなければならない。-それが誹謗中傷や公務員への批判、政治的な対立意見を制限するためであってもだ。」と警告した。

ハーバード大学の憲法の教授であるローレンス・トライブ(英語版)は、ネットでSOPAは「インターネットの中心にあるオープンさや情報交換の自由さを衰えさせる。そしてそれはアメリカ合衆国憲法修正第1条に違反する。」と主張する公開状をインターネット上に掲載した。

ウィキペディア Stop Online Privacy Act 「言論の自由に対する打撃」

## SOPAについて検討すべきではないか？

AFL-CIOのポール・アルメイダは、「言論の自由はインターネットが無法地帯になることと同等ではない。知的財産を保護することと言論の自由を守ることに矛盾しない。知的財産権を守ることは検閲ではない。憲法修正第1条はトラックから商品を盗むことを保護していない。」という主張で言論の自由は心配するに妥当ではないと反論した。

ウィキペディア Stop Online Privacy Act 「言論の自由に対する打撃」

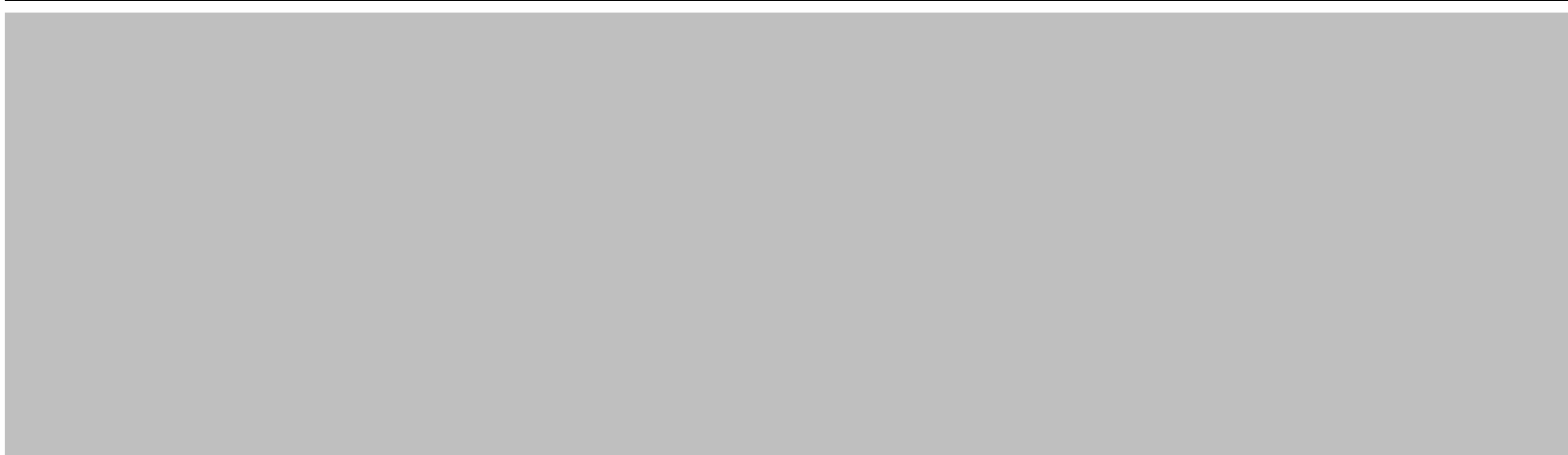


## SOPAについて検討すべきではないか？

---

- 2011年10月26日に下院司法委員会に提案された。上院にも同内容の法案(PIPA)が上がっている。
- ネット企業、消費者団体等が大反対。2012年1月18日には、ブラックアウトによる一斉抗議行動が行われた。
- 同日、ウィキペディアは24時間サービスを停止。
- オバマ政権は、インターネット検閲、技術革新の抑圧、インターネットの安全性低下につながる法案は支持しないと意見表明
- 2012年1月20日、議会は法案の無期延期を発表。

「韓国に負けないように」との出版社のご意見をどう受け止めればいいのか？



## 「韓国に負けないように」との出版社のご意見を どう受け止めればいいのか？

- ブロッキングが行われている韓国の出版社と話す機会があった。
- その出版社では、昨年来3件のサイトを申告して、全部削除された。
- かれらの言う課題は二つ。一つ目は、通告してから、実行までの期間が1ヶ月もかかってしまうこと。正直なビジネス感覚だと思う。1か月も放置されたままだと、やってられない。二つ目は、次から次へと海賊版が出てくるということ。
- 韓国は電子漫画が発展しているが、これは、違法行為をきちんと取り締まれているから。日本は十分ではない。
- 総合的な違法サイトへのアクセス制限を支援してほしい。
- 韓国に負けないように、という風に思っている。

### 第4回 野間委員ご意見の要旨

(間違いがあればお詫びのうえ本資料を訂正します。)



## 「韓国に負けないように」との出版社のご意見を どう受け止めればいいのか？

---

- 韓国は行政型ブロッキングー検閲



- だからこそ、申し立てから削除までの期間も短く、「次から次に」海賊版サイトが出てきても対応可能



- しかし、遮断の効率だけを考えて、これを範とすべしというのは、日本の考え方とはかけ離れている。



- 出版社のご意見とは思えない。

- 私の聞き間違い？

EFFの日本に対する警告を  
どう受け止めればいいのか？

# EFFの日本に対する警告を どう受け止めればいいのか？



About Issues Our Work Take Action Top

## EFF to Japan: Reject Website Blocking

BY KATHARINE TRENDACOSTA | JULY 13, 2018



Website blocking to deal with alleged copyright infringement is like cutting off your hand to deal with a papercut. Sure, you don't have a papercut anymore, but you've also lost a lot more than you've gained. The latest country to consider a website blocking proposal is Japan, and EFF has responded to the call for comment by sharing all the reasons that cutting off websites is a terrible solution for copyright violations.

- EFF (Electronic Frontier Foundation 電子フロンティア財団)は、デジタル社会における市民の自由の保護をミッションとする米国の非営利組織。1990年に設立され、ユーザーのプライバシー、表現の自由、イノベーションに価値を置く。
- 日本のブロッキング法制化についての警告をウェブサイトに掲載した。

# EFFの日本に対する警告を どう受け止めればいいのか？

---

EFFから日本へ

2018年7月13日

著作権侵害への対策としてのウェブサイトブロッキングは、紙で手を切ることの対策として、手首の先を切り飛ばすようなものである。確かに、もう紙で手を切ることはないが、得たものよりも失ったもののほうが大きい。最も新しくブロッキングの提案があった国は日本であり、我々は照会に応じてブロッキングが著作権侵害への解決策として、ひどいものであること理由を述べる。

著作権侵害、特に漫画、への対応として、日本政府は国内から特定のウェブサイトアクセスできなくすることの提案について検討を始めた。我々は、以前にもこのようなものを見たことがある。もっとも最近ではEUの13条だ。

我々は、日本のこの提案に対して、ウェブサイトブロッキングはアーティストとその作品を守るという目的に対して効果的ではないということを説明する。

# EFFの日本に対する警告を どう受け止めればいいのか？

---

第一にそれは簡単に回避される。第二に多くの適法な表現を制限することになる。ウェブサイト全体のブロッキングは、適法なコンテンツと違法なコンテンツを区別せず双方を禁止するものだ。政府によるブロッキングとフィルタリングはしばしば、国内外の表現の自由の原則を侵害するものであるとされる。

我々はまた、すぐれたインターネット技術者たちの調査結果を提供しておく。これはウェブサイトブロッキングを可能にしようとした米国法の提案に対して行われたものである。彼らによればウェブサイトブロッキングは、ネットワークのトラブルとセキュリティ上の問題を招くものなのだ。

多くの研究によれば、ネット上の著作権侵害への対応策として最善のものは、簡便で適法な他の方策を採ることである。こちらは、ブロッキングのように適法な表現を罰することがないという利点がある。

ごく簡単にいうと、ウェブサイトブロッキングは、機能せず、表現の自由を侵害し、インターネットを破壊する。日本はこの道を進むことなく他の実績のある選択肢に目を向けるべきである。

ご清聴ありがとうございました

---